

## 第13章 その他の金融業の監督をめぐる動き

### 第1節 事務ガイドライン第三分冊

事務ガイドライン第三分冊においては、貸金業、抵当証券業、プリペイドカード、商品ファンド、特定目的会社・特定目的信託等について、行政の統一的な監督業務の運営を図るための法令解釈や事務手続き、貸金業者等の業務の健全性の確保に関する着眼点等について記載しております。

例えば貸金業関係では、登録申請書の記載上の留意事項、貸金業者の業務運営上の留意事項、取立て行為において違法である可能性が高い行為の列記、貸金業協会等による苦情処理対応への留意事項を記載しております。

## 第2節 貸金業者の監督をめぐる動き

### I 事務ガイドライン等の整備

#### 1. 当局の苦情等への対応に関する改正（3-7）

貸金業にかかる当局への苦情等に適切に対応し、監督行政に効果的に活用するため、苦情記録箋や集計報告の様式等を改正した（平成18年7月1日より適用）。

#### 2. 生命保険による取立行為規制に関する改正（3-2-6（1））

消費者信用団体生命保険にかかる種々の指摘を踏まえ、万が一にも債権回収のために保険が不当に利用されないことがないよう、保険金による債務の弁済を強要又は示唆するような言動を行うことは、貸金業規制法第21条の「威迫」に該当し、法令違反であることを明確化した（18年11月1日より適用）。

#### 3. 出資法みなし利息の解釈の周知徹底に関する改正（3-2-10）

貸金業者の認識不足から出資法違反となる事例が続いていることから、貸金業者が、債務者から保証会社に対する保証料、公証人や司法書士に対する書類作成費用等について代理受領した場合には、これらの金銭も出資法第5条第7項において利息とみなされ、出資法の上限金利規制の対象となることについて、改めて周知徹底を行った（18年11月1日より適用）。

#### 4. 廃業等における債権譲渡等に係る届出の強化等に関する改正（3-4-9、3-7-2）

貸金業者の廃業後の債権譲渡等に係る実態把握を強化するため、貸金業者が廃業等に際して、残貸付債権の回収方針や債権譲渡の状況などの項目について届け出ることを義務づける内閣府令の改正を行うとともに（18年12月28日公布、19年3月28日施行）、

① 当局が把握した債権譲渡等の情報を、債権譲受人に対して監督権を有する都道府県等に提供すること、

② ヤミ金対策として、一般的な警察当局への情報提供に加え、無登録業者に対する貸付や取立等に関する苦情を受け付けた場合は、当局による事実確認及び警告を行い、警察当局との連携を一層緊密なものとする、

を主な内容とする事務ガイドライン改正を行った（19年2月1日より適用）。

### II 貸金業者の数の推移

貸金業者の登録数は、19年3月末現在、11,832業者（うち財務局登録664業者、都道府県知事登録11,168業者）となり、18年3月末から2,404業者減少した。

### Ⅲ 貸金業者に対する行政処分

18 事務年度中における財務局登録の貸金業者に対する行政処分は、次の 11 件であった。

- ① 高金利違反の法令違反が認められた業者 3 社（関東財務局登録 2 及び近畿財務局登録 1）に対する行政処分（業務停止処分）。
- ② 不正又は不当な手段の使用禁止違反の法令違反が認められた業者 2 社（九州財務局登録及び福岡財務支局登録）に対する行政処分（業務停止処分）。
- ③ 取立て行為規制違反等の法令違反が認められた 4 社（関東財務局登録 4）に対する行政処分（業務停止処分）。
- ④ 貸金業を遂行するために必要と認められる財産的基礎を有しないことが判明した 2 社（関東財務局登録及び北海道財務局登録）に対する行政処分（登録取消し処分）。

### 第3節 抵当証券業者の監督をめぐる動き

#### 抵当証券業者の概況

抵当証券業の規制等に関する法律は、昭和60年代に入り抵当証券のカラ売り、二重売り等の詐欺による被害が社会問題化したのを受けて、こうした被害を未然に防止する観点から、「登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保し、もって抵当証券の購入者の保護を図る」ことを目的として制定された。

抵当証券業者の登録数については、バブル期に急速に増加し、ピーク時には175社（平成3年度）であったが、バブル崩壊後の不動産市況の低迷等の影響もあり、19年3月末で6社まで減少している。

## 第4節 前払式証票発行者の監督をめぐる動き

### I 前払式証票発行者の概況

昭和57年のテレホンカード発売以降、新たな決済手段としてプリペイドカードが急速に普及してきたことを背景に、プリペイドカード等に関する研究会の検討等を経て、「商品券取締法」を全面改正した「前払式証票の規制等に関する法律」が平成元年12月に成立し、翌2年10月から施行された。

同法上、前払式証票は、前払式証票の発行者及び発行者の密接関係者に対してのみ使用することができる自家発行型前払式証票と、それ以外の第三者発行型前払式証票に区分され、自家発行型前払式証票のみの発行者である法人又は個人を自家型発行者と、第三者発行型前払式証票の発行の業務を行なう法人を第三者型発行者として購入者等の利益の保護の観点から必要な監督を行っている。

#### (前払式証票の発行者数の推移)

	17年3月末	18年3月末	19年3月末
自家型発行者	434	463	484
第三者型発行者	1,420	1,376	1,315
合計	1,854	1,839	1,799

### II 前払式証票の発行保証金の還付手続

前払式証票の購入者の利益を保護するため、発行された前払式証票の基準日（3月末と9月末）における未使用残高が1,000万円を超える発行者については、未使用残高の2分の1以上の発行保証金の供託等が義務づけられており、仮に発行者に不測の事態が生じた場合には、前払式証票の所有者が財務（支）局に申立て等を行なうことにより、還付手続が行われることとなる。

発行保証金の還付手続については、同法施行後、これまでに累計で27件行われている。

#### (18事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式証票の発行者)

発行者の名称	所管財務局	当該事務年度中の配当の実施
神奈川県医薬品小売商業組合	関東財務局	実施済み
(株)サカモト	関東財務局	実施済み
(株)ライフストアー	東海財務局	未実施

### III 前払式証票発行者に対する行政処分

前払式証票発行者については、18事務年度中、帳簿書類の不備等の事実が認められた北陸財務局登録の発行者2社に対し登録取消し及び業務改善命令を、発行保証金の過少供託等の事実が認められた関東財務局及び中国財務局登録の発行者2社に対し業務停止命令及び業務改善命令を行った。

## 第5節 S P C等の監督をめぐる動き

### I S P C等の概況

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（以下「旧法」という。）は、金融制度調査会答申（平成9年6月）において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、①特定目的会社（以下「S P C」という。）が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保する、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による投資を容易にする、等を目的として10年6月に成立し、同年9月から施行された。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、12年5月に法改正が行われ、「資産の流動化に関する法律」（以下「新法」という。）が同年11月から施行された。18年5月には会社法現代化に伴い旧法は廃止され、旧法に基づく特定目的会社（特例旧特定目的会社）にも、原則として新法が適用されることとなった。

（S P Cの登録・届出件数）

	17年3月末	18年3月末	19年3月末
新法S P C	448 社	578 社	799 社
旧法S P C	20 社	11 社	9 社

（注1）業務開始届出書、廃業届出書の受理日を基準として集計。

（注2）新法S P Cとは、12年11月以降、新法に基づき設立されたS P Cをいい、旧法S P Cとは、特例旧特定目的会社をいう。

### II 資産の流動化の状況

（億円）

	16年9月末	17年9月末	18年9月末
資産対応証券の発行残高等	43,772	55,392	66,132
（1）新法S P C	40,097	53,179	64,905
（2）旧法S P C	3,675	2,213	1,227
① 不動産	7,864	12,153	19,772
② 不動産の信託受益権	11,353	19,283	22,186
③ 指名金銭債権	9,261	9,106	9,379
④ 指名金銭債権の信託受益権	15,024	14,421	13,532
⑤ その他	270	429	1,263

（注1）毎年9月末を基準として、それ以前に終了した事業年度に係る事業報告書を集計。数値については、一千万円の位を四捨五入。

（注2）①～⑤は、流動化対象資産別に見た内訳。

## 第6節 商品投資販売業者の監督をめぐる動き

### I 商品投資販売業者の概況

商品投資に係る事業の規制に関する法律は、昭和63年頃から一部の商社、ノンバンク等によって海外で組成された商品ファンドが販売されるようになったため、事業の適正な運営を確保し、投資者の被害の未然防止を図るとともに、商品投資事業の健全な育成を図ることを目的として制定された。

商品投資販売業者の数は、平成19年6月末現在97社であり、18年6月末現在より2社減少している。

### II 商品投資販売業者に対する行政処分

18事務年度においては、投資者の利益を害する事実があると認められた業者2社に対し、行政処分（業務改善命令）を行った。

## 第7節 不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き

### 不動産特定共同事業者の概況

不動産特定共同事業法は、平成3年頃を中心に、経営基盤の脆弱な業者が不動産特定共同事業を行い倒産して、深刻な投資家被害を招いた事例が発生したため、こうした被害を未然に防ぎ、投資家保護を図りつつ不動産特定共同事業の健全な発達を促すことを目的として制定された。

不動産特定共同事業者の数は、19年3月末現在104社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣許可業者が35社、都道府県知事許可業者が69社である。また、みなし業者の届出を行っている金融機関は5社ある。



## 第8節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き

### 確定拠出年金運営管理機関の概況

確定拠出年金制度は、少子高齢化の進展、雇用の流動化等社会経済情勢の変化に鑑み、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、本人若しくは事業主が拠出した掛金を加入者等（当該本人又は当該事業主の従業員等）が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる公的年金に上乘せする年金制度として、平成13年6月に法案が成立し、同年10月施行された。

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に、金融庁長官権限の一部は財務局長等に委任されている。

なお、19年6月末現在の確定拠出年金運営管理機関の登録数は670法人となっている。（資料13-8-1参照）